

警報、避難指示等の発表又は発令時における授業及び定期試験等の取扱いに関する申合せ

平成 26 年 11 月 10 日

全学教育機構会議

最終改正 令和 8 年 6 月 23 日

高知地方気象台から警報が発表された場合及び市町村から避難指示等が発令された場合等における授業及び定期試験等（以下「授業等」という。）の取扱いについて、次のとおり申し合わせる。

（警報発表時の授業等）

1 休講の措置等は、キャンパスごとに行うこととし、朝倉キャンパスにあつては高知市、岡豊キャンパスにあつては高知市又は南国市、物部キャンパスにあつては南国市又は香南市の警報に基づく。

(1) 「暴風警報」が発表された場合の取扱い

高知地方気象台から「暴風警報」が発表された場合、当日の授業等の取扱いについては、次のとおり休講とする。

① 午前 7 時の時点で発表されている場合は、午前中の授業等は休講とする。

② 午前 7 時から午前 11 時までに発表された場合は、それ以後の午前中の授業等を休講とする。

③ 午前 11 時までに解除された場合は、午後の授業等を行うものとし、午前 11 時までに解除されない場合は、午後の授業等は休講とする。

④ 午前 11 時以降に発表された場合は、それ以後の午後の授業等を休講とする。

(2) 「レベル 4 大雨危険警報」、「レベル 5 大雨特別警報」、「暴風特別警報」、「大雪特別警報」又は「暴風雪特別警報」が発表された場合の取扱い

高知地方気象台から「レベル 4 大雨危険警報」、「レベル 5 大雨特別警報」、「暴風特別警報」、「大雪特別警報」又は「暴風雪特別警報」の発表があつた場合の当日の授業等の取扱いについては、次のとおりとする。

① 午前 7 時の時点で発表されている場合は、全ての授業等を休講とする。

② 始業時刻後に発表された場合は、全ての授業等を直ちに中止する。

③ 解除された場合であっても、当該日の授業等は実施しない。

(3) 物部川を対象とする「レベル 4 氾濫危険警報」又は「レベル 5 氾濫特別警報」が発表された場合の取扱い

高知地方気象台から物部川を対象とする「レベル 4 氾濫危険警報」又は「レベル 5 氾濫特別警報」の発表があつた場合の物部キャンパスでの当日の授業等の取扱いについては、次のとおりとする。

① 午前 7 時の時点で発表されている場合は、全ての授業等を休講とする。

② 始業時刻後に発表された場合は、全ての授業等を直ちに中止する。

③ 解除された場合であっても、当該日の授業等は実施しない。

(4) その他の警報が発表された場合等の取扱い

その他の警報が発表された場合には、授業等は原則として休講としないが、気象等の状況によっては、全学教育機構長の判断で、休講とすることがある。

(避難指示等発令時の授業等)

2 各キャンパスの所在地に市町村等から避難指示又は緊急安全確保が発令された場合の当日の授業等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 午前7時の時点で発令されている場合は、当該キャンパスの全ての授業等を休講とする。
- (2) 始業時刻後に発令された場合は、当該キャンパスの全ての授業等を直ちに中止する。
- (3) 解除された場合であっても、当該日の授業等は実施しない。

(居住地域等に警報、避難指示等が発表又は発令された場合等の取扱い)

3 学生は、居住地域や通学路等に警報や避難指示等が発表又は発令される等の状況により、身の危険を感じる場合には、身の安全を最優先するものとする。これにより授業を欠席した場合や、公共交通機関の遅延・運休等により通学が不可能な場合等は、本人の申請により「特別の理由による授業欠席者の取扱いについて」の事項として取り扱う。なお、定期試験等が受験できない場合(30分以上の遅刻を含む。)は、本人の申請により「高知大学における定期試験の追試験取扱いについて」の事項として取り扱う。

(休講措置等の確認及び周知方法等)

4 休講の確認及び周知方法等は、次のとおりとする。

- (1) 各学部等においては、この申合せによる取扱いを事前に学生及び教職員へ十分周知しておくものとする。
- (2) 警報、避難指示等の確認は、高知地方気象台の天気予報、マスメディア等により、学生及び教職員各自が行うものとする。
- (3) 大学は、「高知大学教務情報システム(KULAS)」及び「高知大学ホームページ」を通じて周知する。
- (4) 休講決定後、直ちに帰宅することが危険な場合には、全学教育機構長の決定の下、学内に待機させる等必要な措置を行うものとする。

(補講の実施等)

5 第1項及び第2項の措置により休講となった授業等は、補講等の適切な措置をとるものとする。その実施方法については担当教員が決定し、学生に周知する。

6 定期試験日が休講となった場合は、原則として定期試験期間最終日の翌日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含む。)を試験代替日とする。

(その他)

7 この申合せのほか、天候の急激な変化が見込まれる場合等前各項に準じて休講措置等をとる必要があると全学教育機構長が認める場合又はその他の不測の事態が生じた場合には、全学教育機構長の判断で措置を決定する。

8 教育実習、病院実習、介護等体験、インターンシップ等の学外の実習については、各実習先又は実習担当教員の指示に従うものとする。

附 則

- 1 この申合せは、平成26年11月10日から実施する。
- 2 気象警報発表時における授業・定期試験等の取扱いに関する申合せ（平成26年7月28日全学教育機構学士課程運営会議）は、廃止する。

附 則（令和3年7月26日改正）

この申合せは、令和3年7月26日から実施する。

附 則（令和8年6月23日改正）

この申合せは、令和8年6月23日から実施する。